

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は後閣議（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-012

大 政 外 外 儀 官
大 務 務 典 房
次 次
臣 秘 官 審 審 長 長

政 北 経 環 査 総 外 研
代 ア 大 大 察 話 長
表 大 使 使 大 審 長

総 儀 対 会 要 厚 情 研

察 人 園 在 警 史 オ

外 報 官 審 報 際 内 外 プ

文 長 審 一 二

館 移 長 参 政 保 対 旅 外

審 長 審 総 安 平 企 国

審 参 軍 不 原 料

国 参 行 専 人 難 地

ア 密 地 中 央 参 東 西

長 審 一 二 保

北 米 長 参 一 二

南 長 審 西 口 洋 西 東

長 参 一 二 ア ア

近 ア 長 審 一 二 ア ア

経 審 総 漁 国 審 経 エ 国 一 経 途 一

長 参 海 密 準

経 協 長 審 政 調 国 開 無 参 緊 評 技 有 理

条 長 審 条 協 調

情 長 参 国 折 折 調 セ 一 二

総 番 号 R105898

主 管

月 26日

韓 国 発 着

亜 北

平成 6年 5月 26日

韓 本 省 着

外 務 大 臣 殿

後 藤 大 使

在韓ひ爆者問題（日本苦りん教教主の大使館訪問）

秘密指定解除
公文書監理室

第1710号 秘 至急

(以下FAX送信 SO2255-03)

秘密指定解除

公文書監理室

秘

24日、申泳洙(シ・ヨス)韓国原爆被害者協会(以下協会)会長及び力久隆(リク・リュウ)日本善隣教(当館注:信徒が60万名といわれる神道系の新興宗教で、協会の支援団体の由。)教主ほか2名が当館武藤及び高田を来訪したところ、この際のやりとり以下の通り(丸尾同席)。

1. 先方より以下の通り述べた。

(1) 申会長

ガイドラインには、基金の使用につき協会の意見を尊重する旨規定されているが、現在の状況は協会の意見が尊重されているとは言い難い。韓国政府の間は、大韓赤十字社(以下韓赤)を含めて問題を十分理解しておらず、また、保健社会部、外務部、韓赤の間でたらい回しにされてしまう。また、日本政府の意向もよくわからない。日本政府から40億円の拠出をいただき、これ以上の金額を期待していない。ただ、すでにいただいた拠出金が有効に、被爆者のために使用されなければならない。渡日治療を希望するものもいる。自分(申会長)としては、日本政府が拠出金が如何にして使われることを希望しているのか、日本政府の見解を知りたい。

(2) 力久教主

日本政府による40億円の拠出の際には、善隣教としてもいろいろと仲介の努力等をしたと自負しているところ、在韓被爆者問題に関しての問題点は、第一に、拠出金の使用に関して最終的な決定権がどこにあるのかが不明確であり、協会の意見が反映されていないこと、第二に、今般の中会長の再就任までの期間、協会内部において利害関係に伴う葛藤が生じ、協会としてのまとまった要求が行えなかったことである。協会内部における葛藤に伴い、韓国政府が協会に対して不信感を抱いている。今般、申会長が再就任して韓国政府に対する信頼の回復のために努力しており、この過程で、協会として日本政府の意向もきこうとしている。

秘密指定解除

公文書監理室

J.U. 4400

秘

2. これに対して当方より、以下の通り回答した。

日本政府としては、40億円の拠出を行っており、それ以上の拠出は難しい。また、拠出金は有効に利用されなければならない、被爆者一人一人に対する補償の性格を有するものは認められないというのが日本政府の立場である。日本政府としては、健康福祉センターの建設促進を希望しており、これに関しては変更し得ない。診療補助費の支給に関しては、個人に対する補償の性格を有するもの、根拠のないものはガイドラインの精神から、また日本政府の立場からして認められない。日本政府として、診療補助費の問題を解決するために知恵をしぼっているところである。そのための材料として大韓赤十字社が被爆者の実態調査を行い、結果を当方が入手した。これをもとに、日本政府の基本的立場のもとで知恵をしぼっているが、大蔵省とも相談しなければならない、なかなか難しい問題である。なお、協会の意見も、正にお認めになっている通り、これまではいろいろ内部事情もあり、あまり明確でなかったとの印象を持っている。

3. これに対して先方は以下の通り述べた。

協会は、シベリア朝風会や太平洋戦争犠牲者遺族会のように反日感情や極端な主張を有する団体ではないので、日本政府等とも協力及び協議をしながら解決策を模索している。日本政府等の協力があれば問題は解決すると考える。ただ、在韓被爆者問題に関する情報が当事者である被爆者には入っていないことが問題である。被爆者に対する公報活動が重要である。

4. 当方より、在韓被爆者問題に関する日本の民間団体の協力状況如何、と問うたところ、力久教主より次の通り回答越した。

申会長の再就任前においては援助に消極的であったが、最近再び積極的になっている。ただ、日本政府からの拠出金の用途について強い関心を有している。

秘密指定解除

公文書監理室

秘

5. 当方より、健康福祉センターに対する協会の立場如何、と問うたところ、申会長より反対はしていないが、消極的である旨回答越した。(注:なお、申会長は一方において、40億円を被爆者に分配することが駄目であることはわかっている。なにか形に残るように使用することが必要と述べるなど、協会としての意見も余り明確でなかった。)

(了)